

第1条(用語の定義)

1. 本規定で特に定義されていない用語は、本会員及びコーポレートカード会員(提携カードの会員を含め、以下「会員」という)が承認済みのダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約(以下「会員規約」という)、ダイナースクラブ コーポレートカード会員規約(以下「コーポレート会員規約」という)及び三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定(以下「ポイント規定」という)の用語の定義と同様とします。
2. 本規定に定めのない事項については、会員規約、コーポレート会員規約、ポイント規定、及び各種特約を準用するものとします。

第2条(目的)

本規定は、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が運営するダイナースクラブ リワードプログラムに参加する航空会社、及びその関連会社(以下「参加航空会社」という)に、会員が当社で獲得したポイントをマイル移行する際の適用条件等を定めるものです。

第3条(ダイナースグローバルマイレージ)

ダイナースグローバルマイレージ(以下「グローバルマイレージ」といいます。)とは、リワードプログラムで獲得したリワードポイント(以下「ポイント」という)をマイルに換算し、参加航空会社が主催するマイレージサービス(以下「マイレージサービス」という)に移行するサービスをいいます。なお、ポイントの詳細については、ポイント規定によるものとします。

第4条(グローバルマイレージ会員)

1. グローバルマイレージに参加、及び利用できる会員は、本規定を承認のうえ、当社所定の方法によりグローバルマイレージに参加登録をしたダイナースクラブカードの本会員及びコーポレートカード会員(以下併せて「グローバルマイレージ会員」という)とします。ただし、コーポレートカード会員の参加可否は、ポイント規定第3条に準じます。
2. グローバルマイレージ会員は、当社が別に定める参加航空会社のマイレージサービスに加入するものとします。家族会員及び付帯カードであるビジネス・アカウントカードでは参加登録できないものとします。
3. 前項にかかわらず次に定める会員は、グローバルマイレージに参加登録できません。
 - (1) 当社と法人との契約に基づき対象外とされたコーポレートカード会員
 - (2) 当社と提携先との契約に基づき対象外とされた提携カード会員
 - (3) TRUST CLUB カード会員

第5条(年間参加料及び更新)

1. グローバルマイレージ会員は、当社が別に定める参加料(以下「年間参加料」といいます。)を支払うものとします。
2. 当社は、前項の年間参加料を、当社ウェブサイト等により明示するものとします。
3. 当社は、グローバルマイレージ参加登録を原則毎月末で締め切り、その翌々月に発行するご利用代金明細にて初回の年間参加料を通知します。グローバルマイレージ会員は、当該ご利用代金明細記載の支払日に年間参加料を支払うものとします。
4. 会員からの参加登録の取消の申し出がない限り、グローバルマイレージ参加登録は1年ごとに自動更新されるものとし、年間参加料の通知及び支払いは、前項と同様の月とします。
5. 年間参加料は、原則として減免又は返金いたしません。

第6条(マイル移行の方法)

1. グローバルマイレージ会員は、マイレージサービスを利用したい場合、当社所定の方法により、その都度当社に申し込むものとします。マイルへの自動移行にはなりません。
2. マイル移行の対象となるマイレージサービスは、グローバルマイレージ会員本人が加入しているマイレージサービスに限られます。
3. ポイントからマイルへの交換率及び交換単位は、当社が別に定めるところによります。ただし、参加航空会社または当社において移行マイル数に制限を設けている場合は、その範囲内までとします。
4. 当社は、マイル移行の申し込みに基づき、所定の方法により参加航空会社にマイル移行データを送ります。

第7条(ポイントデータの提供及び利用)

グローバルマイレージ会員は、当社及び参加航空会社がグローバルマイレージ会員の氏名、カード番号、参加航空会社のマイレージ会員番号、加算・減算するマイル数等の情報を必要な保護措置を講じた上で、マイル移行データ処理のために利用することに同意します。

第8条(マイル移行の取り消し)

理由の如何にかかわらず、グローバルマイレージ会員は、マイル移行の申し込み後これを取り消すことはできません。また、マイレージサービスに移行されたマイルをポイントに戻すことはできません。

第9条(権利の譲渡、移転の禁止)

グローバルマイレージ会員はグローバルマイレージの利用権利を第三者に貸与、譲渡、担保提供及び相続又は移転することはできないものとします。

第10条(免責事項)

1. マイル移行に必要な申し込み事項に不正又は不備がある場合及びグローバルマイレージ会員が本規定に違反した場合、当社は、マイル移行の申し込みをお断りすることができるものとします。マイル移行の申し込みを当社がお断りしたことによりグローバルマイレージ会員がマイレージサービスの特典権利を喪失されたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社の会員番号及びマイレージサービスの顧客番号等は、グローバルマイレージ会員ご自身の責任において慎重に管理するものとします。万一これらの番号が第三者に盗用されるなどして、グローバルマイレージ会員がリワードプログラム又はマイレージサービスの特典権利を喪失された場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. マイレージサービスの仕組、蓄積マイル数、無料航空券等の特典内容等、マイレージサービスに関して紛議を生じた場合は、グローバルマイレージ会員と当該マイレージサービスの参加航空会社との間で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 各マイレージサービス固有の質問、蓄積マイル数の照会及び無料航空券等の特典の請求は、グローバルマイレージ会員から当該参加航空会社に直接問い合わせするものとします。

第11条(参加登録取消)

1. グローバルマイレージ会員は、当社所定の方法によりグローバルマイレージの参加登録を取消することができます。参加登録の取消と同時にグローバルマイレージの利用権利は失われます。
2. グローバルマイレージ会員が次の各号の一つにでも該当した場合、当社はいつでも当該グローバルマイレージ会員のグローバルマイレージ参加登録を取消できるものとします。
 - (1) 当社会員としての資格を喪失されたとき。
 - (2) 当社所定の期限を過ぎても年間参加料が支払われないとき。
 - (3) 本規定に違反した場合等当社がグローバルマイレージ会員として不適格と認めたとき。

第12条(サービスの改定及び中止)

当社はその運営上の事情により、いつでもグローバルマイレージ参加航空会社の追加または削除、ポイントからマイルへの交換率及び交換単位の変更等の改定または中止することができるものとします。その場合、当社はウェブサイトに掲載する等の方法により、あらかじめグローバルマイレージ会員にその旨を告知します。

第13条(規定の改定)

当社は、その運営上の事情により本規定を改定することがあります。この場合当社はウェブサイトに掲載する等の方法により、会員に改定した内容を告知します。

(2020年4月1日改定)